

## 1.2 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

(評価方法は等価騒音レベル：L<sub>eq</sub>)

区域の区分	車線数	時間の区分	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
a区域及びb区域の道路に面する区域	1	65 デシベル	55 デシベル
a区域の道路に面する区域	2以上	70 デシベル	65 デシベル
b区域の道路に面する区域	2以上	75 デシベル	70 デシベル
c区域の道路に面する区域	1以上	75 デシベル	70 デシベル
a、b、c区域内の幹線交通を担う道路に面する区域	1以上	75 デシベル	70 デシベル

a区域：専ら住居の用に供される区域

b区域：主として住居の用に供される区域

c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

幹線交通を担う道路：一般国道、県道、4車線以上の市町村道、自動車専用道路